

令和5年分所得税確定申告

税理士 嶋 賢治

「扶養親族の範囲」と「上場株式等に係る譲渡所得等の所得税と個人住民税での課税方式の選択」の2点です。

令和5年分所得税確定申告の受付が、2024年2月16日(同年3月15日までの期間でスタート)します。令和4年所得税確定申告からの大きな変更点は、「扶養控除の対象となる非居住者(外国にお住いの親族)であ

る扶養親族の範囲」と「上場株式等に係る譲渡所得等の所得税と個人住民税での課税方式の選択」の2点です。扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の変更点は、2022年までは16歳以上の非居住者であれば扶養控除の対象でしたが、2023年からは(1)年齢16歳以上30歳未満の人、(2)年齢70歳以上の人、(3)年齢30歳以上70歳未満の人のうち、①留学により国内に住所を有しなくなつた人、②障害者、③扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人、が扶養控除の対象となります。

上場株式等に係る譲渡所得等の所得税と個人住民税での課税方式の選択の変更点は、2022年までは所得税は確定申告する事を選択し、個人住民税は確定申告しないを選択するという事が出来ましたが、2023年から所得税と個人住民税は同一の課税方法が適用される事となりました。

消費税等は今回の申告からインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受けた医療機関はインボイス制度での申告となります。令和5年所得税確定申告とインボイス制度での消費税申告に振り回されて忘れてはいけないのは、申告自体は

2025年になります。2024年1月1日以降からスタートしている相続税及び贈与税の税制改正です。

これまでは年間110万円までの贈与なら贈与税がかからないという暦年課税を活用しての対策が中心でしたが、その場合相続前3年以内の贈与は相続財産に取り込まれます。改正ではその期間が7年間となりました。

一方、相続時精算課税という制度があり、生前贈与2500万円までの贈与には贈与税がかかりません。

ただこの制度を選択すると、その後110万円までの贈与には税がかからない暦年課税は使えず、2500万円を超えたら1円から

の贈与でも税金がかかります。そのため、相続時精算課税の選択に躊躇するケースが多々あり、その活用は限定的でした。

ところが驚いたことに、暦年課税とは別に相続時精算課税にも毎年110万円の基礎控除が創設され、今まで暦年課税が相続対策の中心でしたが、2024年1月1日以降は相続時精算課税が中心の相続対策になります。詳細な対策は4月26日のセミナーで説明いたします。



※無断転載禁止